



# あ・み・た・す・便

2024冬号  
VOL.90



## Information

### 年末調整のご準備は万全ですか？



年末調整とは、給与支払いの際に所得税などを源泉徴収されている額を精算するための手続きです。毎年10～11月頃に必要な書類の提出を行います。税金の過不足があった場合は、12月か1月の給与に反映されるのが一般的です。2024年の定額減税における所得税分の減税額は、支払う税金の金額から差し引かれます。**対象:**会社などから給与の支払いを受け、所得税などを源泉徴収されている方(産休中・育休中の方も原則対象です)

令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

Form 1: 令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書. Includes sections for basic information, tax credit eligible spouse, and dependents.

### 素朴な疑問Q&Aコーナー



#### ・Q.配偶者控除の対象は？

・A.配偶者の収入条件が、合計所得金額が48万円以下(給与収入103万円以下)です。なお、所得金額が48万円を超えても133万円以下の場合は、配偶者特別控除を受けることができます。

#### ・Q.扶養控除の対象は？

・A.扶養親族(配偶者以外の子や親など)は、16歳以上であることや、同一生計であること、扶養親族の合計所得金額が48万円以下(給与などの収入が103万円以下)であることなどの条件があります。また、国外居住親族に係る扶養控除の適用については裏面参照してください。

Form 2: 16歳未満の扶養親族. Section for reporting dependents under 16 years old.

令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書

Form 3: 令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書. Includes sections for life insurance and social insurance deductions.

Form 4: 令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書. Includes sections for basic deductions and income tax adjustments.

### 今年限定の注意点

定額減税とは、2024年(令和6年)6月に施行された制度であり、納税者本人、配偶者、および扶養親族1人につき、所得税3万円、住民税1万円の合計4万円が控除される今年限定の措置のことです。よって、配偶者と扶養者のパート・アルバイトの年間収入額の把握が重要となりますので注意が必要です。パート・アルバイト収入が103万円以下の場合・・・扶養している方(納税者)の税額から控除。パート・アルバイト収入が103万円を超える場合・・・対象外となり、本人(勤務先)の税額から控除。扶養親族の条件に当てはまる場合は、子供も定額減税の対象です。なお、16歳未満の扶養親族も含まれます。国内に住所を有さない(国外に居住している)扶養者は対象外です。また、納税者本人の合計所得金額が1805万円以上(給与収入のみの場合、給与収入が2000万円以上である方)は対象外です。



国外に居住する親族(国外居住親族)について扶養控除等の適用を受ける場合には、必要書類を添付または提出の際に提示する必要があります。  
最近令和5年分の国外に居住する扶養親族について、税務署からの問い合わせが多く寄せられています。ご注意ください。



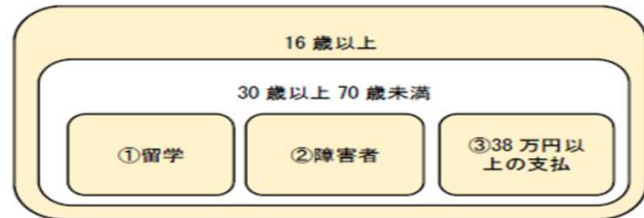
下記の書類が必須です



《令和4年12月まで》



《令和5年1月から》



### 給与等の受給者において 国外に居住する扶養親族要件

扶養者・・・16歳以上30歳未満  
「親族関係書類」「送金関係書類」  
扶養者・・・30歳以上70歳未満  
「親族関係書類」「38万円送金書類」



今一度ご確認ください！  
ご不明な点は担当者へ



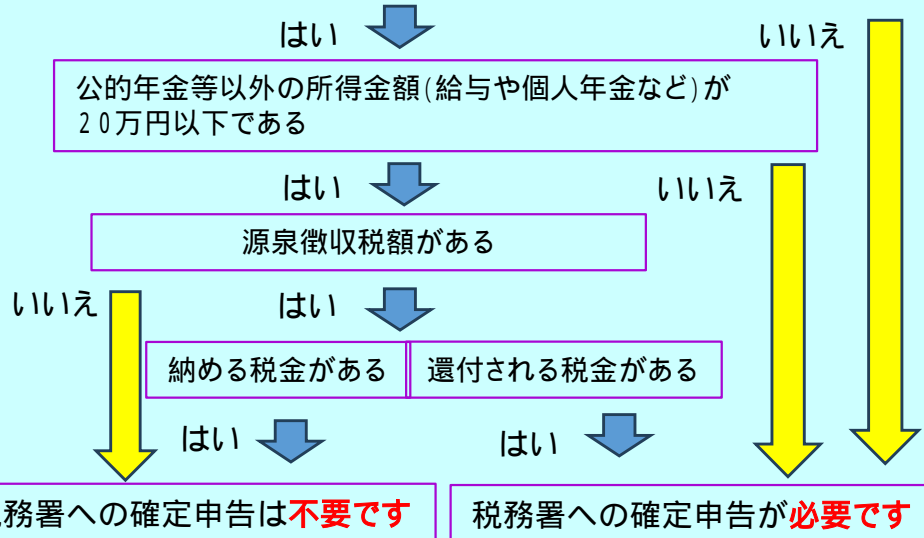
### 年金受給者の皆様へ

所得税の確定申告が不要になる場合があります！

**注!**

公的年金等を受給されている方の確定申告に関するフローチャート

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下である



2024年12月2日以降は、現行の健康保険証は原則廃止となり、マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組みに一本化されます。

**現行の健康保険証は、最長1年間使用できます。**

- ・保険証に有効期限の記載がない場合：2025年12月1日まで
  - ・保険証に有効期限の記載がある場合：記載されている有効期限まで
- 国民健康保険や後期高齢者医療制度の場合、多くは2025年7月か8月が有効期限です。

### 保険証捨てないで！



マイナンバーカードがない場合や持っていて健康保険証として登録していない場合は、加入している医療保険者(勤務先や各自治体など)から「資格確認書」が無償で交付されます。原則、申請は不要で、有効期限は最長5年の範囲内で各保険者が設定します。

2023年4月から医療機関や薬局ではマイナ保険証による受付が原則として義務付けられており、順次導入を行っています。

よって、今後は現行の健康保険証は必要なくなりますが、まだ導入されていない医療機関・薬局では、引き続き、現行の健康保険証の利用が必要な場合があります。

<発行元>

あみたす税理士法人  
袖ヶ浦オフィス  
袖ヶ浦市奈良輪710-1  
0438-63-9788  
HP: www.amitas.jp

あっという間に街並みはクリスマス仕様&音楽 が流れていて・・・歳を重ねるごとに一年が本当に短く感じます。今年はあるがたいことに年末年始お休みも長い●家族水入らずで楽しみたいです！今年も大変お世話になりました。来年もあみたす税理士法人をよろしく願います。J・O

編集後記